

## 財務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。	<p>【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一括的な支援につながる。</p> <p>複数社共用の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。</p> <p>両計画は別個のものであるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、直接に関連している計画と言える。</p> <p>両計画の内容や支障措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談窓口は、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかといふ意見や経営革新等支援機関の意見がある。</p> <p>また、経営力向上計画は国の先出機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。</p> <p>都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一體的な支援が行えていない。</p> <p>【参考】  <b>■経営力向上計画</b>      人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を高めるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画)  <b>■経営革新計画</b>      事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動向上をさせることのための計画</p>	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、島根県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	-	-	-	-	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成28年7月より制度を開始し、1年間で約24,000件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める)事業分野別指針を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野の指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるシステムになっている。 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの実現的な見方にに基づくもの。また、現在まだ施行1年を経過したことから、事業分野別指針の内容を改め、国側で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に努めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。
108	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し	平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的な手続きの簡素化に向けた選択可能な調査方法』『被害の程度及び認定基準の統一』『被災認定基準運用指針』『被災認定基準運用指針の統一』等の調査手順を定めた。この判断に基づいた設置を可能とする以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。 また、被害認定手続においては、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一一本化を行うこと、さらに官民の連携や調査手順と調査手順の統一を行うことなど、官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。	<p>1.「調査手続の簡素化」 「災害に係る住家の被害認定のための地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的な手続きとして、①全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被災度の判定を行う。」、②「明らかに瑕疵に至らないと判断できる場合は、被災写真等と被災写真等との照合により、被害程度の判定を行なう。」      2.「被害の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      3.「半端に至らないことが明らかに判断される場合は、現地調査の省略による簡素化が図られたところであるが、損害程度別の具体的な事例写真やイメージ図などを用いて、被災認定手続を簡素化することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。      半端に至らないことが明らかに判断される場合は、現地調査の省略による簡素化が図られたところであるが、損害程度別の具体的な事例写真やイメージ図などを用いて、被災認定手続を簡素化されることにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。      4.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      5.「半端に至らないことが明らかに判断される場合は、現地調査の省略による簡素化が図られたところであるが、損害程度別の具体的な事例写真やイメージ図などを用いて、被災認定手続を簡素化することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。      6.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      7.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      8.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      9.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      10.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      11.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      12.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      13.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      14.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      15.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      16.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      17.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      18.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      19.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      20.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      21.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      22.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      23.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      24.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      25.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      26.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      27.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      28.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      29.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      30.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      31.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      32.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      33.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      34.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      35.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      36.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      37.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      38.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      39.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      40.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      41.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      42.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      43.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      44.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      45.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      46.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      47.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      48.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      49.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      50.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      51.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      52.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      53.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      54.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      55.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      56.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      57.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      58.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      59.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      60.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      61.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      62.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      63.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      64.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      65.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      66.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      67.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      68.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      69.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      70.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      71.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      72.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      73.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      74.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      75.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      76.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      77.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      78.「被災の程度及び認定基準の区分け」 「被災認定基準運用指針(平成25年6月内閣府より災害対応指針)による調査手順を定めた。」      79.「被災の</p>								

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の方針等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行べきである。 本提案は、実力による政策と、住民の利便性を重視する新規制強化法に基づき定める計画で、数値目標の大半が措置等においては過点が多くあることから、申請者の利便性の向上及び都道府県の一体的な支援実施による効率化が求められるため、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認可権限の移譲を検討いただきたい。 なお、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握することについては、国が都道府県に対し、逐次、情報提供を行うなど、国との連携が図られれば十分対応可能であり、また、各事業所管大臣が事業分野ごとの汎用的な見解に基づき認定することについては、都道府県の各事業所管部局が指針に基づき認定することで対応が可能であると考える。	-	-	-	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。	事業分野別指針については、都道府県が原則に連携しながら改めてサクセス実効性ある形で確立し、最新かつ実効性のある指針を示すとともに、中小企業の生産性向上に則する最新の取組事例等、国側で一斉情報として常に発信する必要があり、これを確実に担保するために、都道府県への認可（手挙げ方式を含む）ではなく、国が直接審査・認定する必要がある。現在まだ施行後1年を経過したところであり國で認定を行うことが適当と考える	-	-
「③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用」の提案については、現在の地震保険の損害認定と震災認定のための被害認定では、目的や調査基準、方法等が異なっており、特に向けては調整は保険制度の変更による影響が大きく、難題であることは十分承知している。 しかしながら、昨年のように大部分地盤では被災者（保険契約者）から、調査によって判定に差が生じる事はない。しかし、行政に対する不満、調査時期の相違による不満から、2次調査、あるいは複数回の申請が出来ない現状が問題である。内閣府が関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定請求のノウハウ等を活用し、市町村による震災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府（防災担当）から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府（防災担当）において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していくこととする。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、震災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明かにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府（防災担当）が設置した震災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことには不可能でないとの趣旨の発言があつたところである。内閣府（防災担当）においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参考を求める上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による震災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。	1. 震災証明制度の見直しについては、内閣府（防災担当）が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、震災証明の発行の迅速化・効率化に向けて議論を行う予定。 2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における議員候補会議において、関係府省等が協力して民間保険会社等の意見も含め、この検討を行っていただきたい。 3. 当該検討の場においては、震災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社とも協力を求めることを想定している。 4. さらに、住家の被害の程度が半端に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては、現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対しても周知してまいりたい。	6【財務省】 (2) 災害対策基本法(昭36法223) 震災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における議員候補会議において、関係府省等が協力して民間保険会社等の意見も含め、この検討を行っていただきたい。 平成29年12月26日閣議決定。この結果に基づき、災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引きを改訂するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省: 内閣府及び金融庁)
会計法第48条の規定は、都道府県知事の同意を前提としているので、都道府県が行うこととする事務の範囲を見直し、法の規定により知事が同意を行わないという意思決定の余地があるという御指摘はもっともある。 しかし、知事が同意を行わないなどと、指定都市に係る国費事務は全て国が行うこととなり、今度は国債で事務の負担増等の新たな負担が発生することとなることが想定される。 例えば、平成28年1月台風で被災した際、各分野の特許出願等における手続きの簡素化（特許出願における特許出願料の第一回目料は、市町村による出事務を請け行うこととした場合について、「全國の市町村の支払い義務は、国と地方の役割分担の観点からすると適切であるとは言い難い、逆に、指定都市のみ国が国費事務を行なう形態は、国と地方の役割分担の観点からすると適切であるとは言えない」とあります。）、市町村による出事務が大幅に増加し、期間が短縮されるところから現状より多くの期間を要することになる」としている。 また、指定都市のみ国が国費事務を行なう形態は、国と地方の役割分担の観点からすると適切であるとは言い難い、逆に、指定都市側で一貫した国費事務が行えないという現在の状況に何ら変化は生じないこととなる。 以上により、指定都市に係る国費事務を国が行なうようにするではなく、法改正によって指定都市に受権限を付与することが支障事例を解消する妥当な手段であると考えることから、改めて当該提案を御検討いただきたい。 最後に、国庫補助金に係る事務（交付申請等の間の直接的かつ実質的な調整）を指定都市が行なうことができる現状に対し、なぜ最終的な会計処理について委任の対象を都道府県に限定する必要があるのか、どういった点についても考慮していただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 提案の趣旨を適切に踏まえ、更に検討すべき。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	事務の効率化を図る必要があることは理解するが、そもそも会計法第48条は、地方における会計事務等の円滑・適正化を確保するための規制として、都道府県知事が国の会計事務を執行することを可能とする規定であり、分権の議論に関する規定ではない。国の会計事務の円滑・適正化が確実な執行という趣旨を考慮すれば、国の会計事務を指定都市が行なうこととした場合、指定都市以外の事務は引き続き都道府県が行なうべきであるが、現行の都道府県が行なうこととした場合、機関が増えて事務の主導が分散することになり、国にとって特段のメリットがあるとは考えられない。 また、支拂事例におけるような県を介しない調整については、当初から県を通じた調整を行う等の各府省における調整余地があるのではないか。 なお、最後のご指摘の点について、指定都市が行なっている交付申請等の直接的かつ実質的な調整は「補助事業者」としての立場に基づくものである一方、都道府県が行なっている会計処理は交付する交付決定者の事務であって、外形上利益相反を避けるため、補助金等を受領する側と交付する側とで事務を分けているものである。	-	-